

令和 5 年度第 4 回益城町使用料等審議会 議事要旨

- ◆ 日時：令和 5 年（2023 年）9 月 8 日（金）9:55～11:30
- ◆ 場所：役場 2 階会議室 2-5・6
- ◆ 出席：委員 8 人出席
事務局 3 人 施設担当課 4 人
- ◆ 議事次第：
 1. 開会
 2. 前回の振り返り [事務局説明]
 3. 施設使用料の改定案について [各担当係説明] [委員討議]
 - ・保健福祉センター使用料
 - ・陸上競技場使用料
 - ・テニスコート使用料
 4. 事務連絡
 5. 閉会

- ◆ 議事要旨：

1. 開会
2. 前回の振り返り
 - 事務局より資料 2 「第 3 回益城町使用料等審議会議事要旨」について説明。
3. 施設使用料の改定案について

【保健福祉センター使用料】

- 健康保険課より資料 3 「保健福祉センター使用料改定に係る説明資料」[補足資料] を説明。

【公営住宅駐車場使用料及び福祉住宅使用料の答申案について】

- 資料 4 「公営住宅駐車場使用料、福祉住宅使用料、保健福祉センター使用料に関する審議結果（答申）（案）を全委員で確認。

（討議の結論）

- 加筆・修正なし。最終確認は事務局と会長にて行う。

【陸上競技場使用料】

- 生涯学習課より資料 5 「陸上競技場・テニスコート使用料改定に係る説明資料」の陸上競技場分を説明。

(主な意見)

- 体育施設使用料の経費について、指定管理者導入の有無で、H31年度とR2、R3年度では施設運営の中身が異なる。今後のことを考慮すると、R2年度、R3年度の2か年で算出すべきではないか。
- 施設使用料と照明使用料とで受益者負担割合が異なるが、整合性が取れるのか。照明使用料については今回改定しないということであるが、整合性を取るため、今後改定を検討すべきではないか。
- 休日と平日の稼働率に差があるため、平日の利用促進を図り、全体的な稼働率を向上するため、使用料に差を設ける検討が必要。休日の昼間は稼働率がほぼ100%であるため、使用料を高く設定し、その分平日昼間を下げてもいいのではないか。
- 利用実績について、申込段階のデータに頼るのではなく、実際の利用ベースのデータが必要。それを可能にするためにも、施設運営を含めて行政のDX化に取り組んでいただきたい。

(討議の結論)

- 陸上競技場使用料の改定案については、審議会として適当と判断する。
- ただし、委員から出された質問に対する補足資料を次回提示すること。

【テニスコート使用料】

- 生涯学習課より資料5「陸上競技場・テニスコート使用料改定に係る説明資料」のテニスコート分を説明。

(主な意見)

- 体育施設使用料の経費を按分しているが、本来は基本方針に則り、施設ごとの経費から算出すべき。指定管理者には施設ごとの経費を算出し報告するよう、協定の中に記載するといひ。

(討議の結論)

- テニスコート使用料の改定案については、審議会として適当と判断する。
- ただし、委員から出された質問に対する補足資料を次回提示すること。

4. 事務連絡

- 事務局より今後の日程等について説明
 - ◇ 公営住宅駐車場使用料、福祉住宅使用料、保健福祉センター使用料については答申作成後、10月5日(木)に井田会長から町長に答申していただく予定。
 - ◇ 第5回は10月12日(木)10時から役場3階第一委員会室で開催。

5. 閉会